

掛川市規則第12号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

「

市民課	管理係 窓口係
-----	---------

」

を

「

市民課	戸籍係 住民記録係
-----	-----------

」

に、

「

文化振興課	文化政策係 文化振興係
スポーツ振興課	スポーツ振興係

」

を

「

文化・スポーツ振興課	スポーツ振興係
------------	---------

」

に、

「

こども希望課	こども家庭係 こども育成係
--------	---------------

」

を

「

こども希望課	こども育成支援係 園運営支援係 こども家庭係
--------	------------------------

」

に、

「

土木課	都市整備係 土木係 用地調整係
-----	-----------------

」

を

「

土木防災課	都市整備係 土木防災係 用地調整係
基盤整備課	都市基盤整備係

」

に、

「

上下水道部	下水道課	下水総務係 下水道整備係 施設管理係
-------	------	--------------------

」

を

「

上下水道部	下水道課	下水総務係 施設管理係
-------	------	-------------

」

に改め、同条第3項中「W杯・オリパラ対策室、」を削り、同項の表中

「

スポーツ振興課	W杯・オリパラ対策室	
---------	------------	--

」

を

「

文化・スポーツ振興課	文化政策室	文化政策係 文化振興係 文化財係
環境政策課	脱炭素社会推進室	環境政策係

」

に改め、

「

こども政策課	南部認定こども園化推進室	
--------	--------------	--

」

を削り、

「

土木課	事業調整室	海岸整備推進係
-----	-------	---------

」

を

「

基盤整備課	事業調整室	海岸整備推進係
-------	-------	---------

」

に改める。

第7条第1号ウを削り、同条第3号アからウまでを次のように改める。

(3) 広報広聴係

- ア 広聴活動に関すること。
- イ 市政情報の提供並びに広報刊行物の発行及びその配付に関すること。
- ウ 市ホームページの総合調整に関すること。

第8条第3項第1号サを削り、同条第6項第1号オ中「固定資産等」を「国有資産等」に改める。

第9条第2項第2号に次のように加える

- キ RPAの運用管理に関すること。

第9条第3項各号を次のように改める。

(1) 戸籍係

- ア 戸籍に関する届出の受付、記載及び保管に関すること。
- イ 既決犯罪者名簿の記録及び保管並びに身上調書に関すること。
- ウ 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の規定に基づく通知に関すること。
- エ 人口動態統計に関すること。
- オ 掛川地区戸籍住民基本台帳事務協議会に関すること。
- カ 埋火葬許可及び火葬場使用許可に関すること。
- キ おくやみコーナーに関すること。

(2) 住民記録係

- ア 住民基本台帳に関する届出の受付、記録及び保管並びに閲覧に関すること。
- イ 戸籍の附票に関すること。
- ウ 住民異動通知処理に関すること。
- エ 人口移動日計及び月計の報告に関すること。
- オ 電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「電子認証法」という。）に基づく電子証明書の交付に関すること。
- カ 一般旅券の発給申請の受付、交付等に関すること。
- キ 戸籍、住民基本台帳及び市税に関する証明に関すること。
- ク 印鑑登録に関すること。
- ケ 自動車臨時運行許可に関すること。
- コ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関すること。
- サ 住民基本台帳カードに関すること。

シ マイナンバーカードの交付及び普及に関すること。

第9条の2第1項第2号中アを削り、イをアとし、ウからケまでをイからクまでとし、同号に次のように加える。

ケ 生涯学習の総合調整に関すること。

第9条の2第2項を次のように改める。

2 文化・スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文化政策室文化政策係

ア 掛川市文化振興計画に関すること。

イ 掛川市文化政策審議会に関すること。

ウ 公益財団法人掛川市生涯学習振興公社に関すること。

エ 生涯学習センターの管理運営に関すること。

オ 美感ホールの管理運営に関すること。

カ 文化会館シオーネの管理運営に関すること。

キ 掛川城天守閣及び掛川城御殿の管理運営に関すること。

ク 二の丸茶室の管理運営に関すること。

ケ 竹の丸の管理運営に関すること。

コ 清水邸の管理運営に関すること。

サ 二の丸美術館の管理運営に関すること。

シ ステンドグラス美術館の管理運営に関すること。

ス 美術館協議会に関すること。

セ 文化芸術振興基金に関すること。

(2) 文化政策室文化振興係

ア 市民文化に関する事業の企画立案に関すること。

イ 市民文化の振興に関すること。

ウ 市民文化団体の指導育成に関すること。

エ 市民文化団体との連絡調整に関すること。

オ その他市民文化の振興に関すること。

(3) 文化政策室文化財係

ア 文化財行政の企画及び調整に関すること。

イ 文化財保護審議会に関すること。

- ウ 文化財の保護、保存、調査、顕彰及び指定に関すること。
- エ 史跡等の保護、保存、管理及び活用に関すること。
- オ 日本遺産に関すること。
- カ 横須賀城歴史資料館建設基金及び松ヶ岡整備基金に関すること。

(4) スポーツ振興係

- ア スポーツの振興に関すること。
- イ スポーツ振興事業の企画立案に関すること。
- ウ 生涯スポーツの普及、指導及び奨励に関すること。
- エ スポーツ関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること。
- オ スポーツ推進委員に関すること。
- カ スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。
- キ 小中学校体育施設の開放に関すること。
- ク 掛川球場整備基金に関すること。
- ケ 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。
- コ 大規模スポーツイベントに関すること。

第9条の2第4項第1号を次のように改める。

(1) 脱炭素社会推進室環境政策係

- ア 環境施策の企画及び推進に関すること。
- イ 環境基本計画に関すること。
- ウ 地球温暖化防止に関すること。
- エ 地域新電力に関すること。
- オ 省資源、省エネルギー及び自然エネルギーの普及促進に関すること。
- カ 自然保護に関すること。
- キ CMSの普及に関すること。
- ク 環境基金に関すること。
- ケ 県立自然公園に関すること。

第9条の2第3項を削り、同条第4項第3号に次のように加え、同項を同条第3項とする。

- サ 未利用資源を活用したバイオマス発電及び地域循環共生圏に関すること。

第10条第1項第3号ア中「(精神障がい者を除く。)」を削り、同号中イを削り、ウからキまでをイからカまでとする。

第10条第2項第1号に次のように加える。

- ク 東京女子医科大学との連携に関すること。
- ケ 吉岡彌生記念館の管理運営に関すること。
- コ 吉岡彌生顕彰基金に関すること。

第10条第2項第4号に次のように加える。

- カ 若年がん患者等支援事業に関すること。

第10条第5項第4号オの(ウ)中「(精神障がい者を除く。)」を削る。

第10条の2第1項第1号中オからケまでを次のように改める。

- オ 市立の認定こども園の設置及び廃止に関する手続に関すること。
- カ 私立の保育園及び認定こども園の設置の認可に関する書類の進達に関すること。
- キ 大東・大須賀区域の認定こども園化に関すること。
- ク 家庭的保育事業等の認可に関すること。
- ケ 家庭的保育事業等及び公私連携型保育所の指導監査に関すること。

第10条の2第1項第1号に次のように加える。

- コ 地域子育て支援拠点事業に関すること。
- サ こども希望基金に関すること。
- シ 部内の調整に関すること。

第10条の2第1項第2号を削り、同条第2項第2号中「こども育成係」を「こども育成支援係」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オからキまでを削り、クをエとし、同項に次の1号を加える。

(3) 園運営支援係

- ア 保育園、幼稚園及び認定こども園の保育料に関すること。
- イ 私立保育園、幼稚園及び認定こども園の運営補助及び連絡調整に関すること。
- ウ 認可外保育施設の運営補助に関すること。

第11条第1項第2号エ中「掛川市土地開発公社の」を「大坂・土方地区造成事業の調整及び」に改め、同号オを削り、同条第2項第2号中サを削り、シをサとし、スをシとし、同条第3項第2号に次のように加える。

- サ グリーンツーリズムに関すること。

第11条第3項第3号中ヌをネとし、ニの次に次のように加える。

- ヌ 松食い虫対策に関すること。

第12条第2項中「土木課」を「土木防災課」に改め、同項第2号中「土木係」を「土木防災係」に改め、同号オ中「含む」を「除く」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 土木防災に関すること。

第12条第2項第4号を削り、同条第3項第3号ウ及びエを次のように改める。

ウ 緑地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2条に規定する掛川市が設置する都市公園（安養寺公園、いこいの広場公園を除く。））に関すること。

エ その他公園施設の維持管理に関すること。

第12条第3項第3号中ケを削り、コをケとし、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都市基盤整備係

ア ふじのくにフロンティアの推進区域の総括に関すること。

イ 市又は協働で行う土地造成事業の設計並びに施工の指導及び監理に関すること。

ウ 高速道路関連事業に関すること。

エ 掛川市土地開発公社に関すること。

(2) 事業調整室海岸整備推進係

ア 津波対策掛川モデルの推進に関すること。

イ 国県施行道路橋梁事業の整備促進に関すること。

ウ 国県施行河川事業の整備促進に関すること。

エ 国県道路河川の維持管理の調整に関すること。

オ 太田川原野谷川治水水防組合に関すること。

カ 急傾斜地崩壊対策事業に関すること。

キ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に関すること。

第12条の2各号を次のように改める。

(1) 下水総務係

ア 汚水処理事業の計画及び総合調整に関すること。

イ 凈化槽の設置の推進に関すること。

ウ 凈化槽清掃業の許可及び維持管理の指導に関すること。

エ し尿の収集運搬業の許可に関すること。

オ 汚水処理施設の使用料に関すること。

(2) 施設管理係

ア 汚水処理施設の維持管理に関すること。

イ 衛生センターの管理運営に関すること。

ウ 東遠広域施設組合に関すること。

第14条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 戸籍に関する届出の受付、記載及び保管・証明に関すること。

イ 住民基本台帳に関する届出の受付、記録及び保管・証明に関すること。

第14条第2号ク中「手交等」を「交付等」に改め、オをカとし、カからトまでをキからナまでとし、エの次に次のように加える。

オ マイナンバーカードの交付に関すること。

第15条第1号エの(ワ)中「の管理」を削り、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 戸籍に関する届出の受付、記載及び保管・証明に関すること。

イ 住民基本台帳に関する届出の受付、記録及び保管・証明に関すること。

第15条第2号ク中「手交等」を「交付等」に改め、オをカとし、カからトまでをキからナまでとし、エの次に次のように加える。

オ マイナンバーカードの交付に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(掛川市会計規則の一部改正)

2 掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第54条関係）

設置箇所	出納員となる者	委任事務
総務部	行政課	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課	
	管財課	
	納税課	
	市税課	
	資産税課	
企画政策部	市長政策室	市長政策室長の職にある者
	企画政策課	課長の職にある者
	I T 政策課	
	市民課	
協働環境部	生涯学習協働推進課	
	文化・スポーツ振興課	
	環境政策課	
健康福祉部	福祉課	
	健康医療課	
	長寿推進課	
	国保年金課	
	地域包括ケア推進課	
こども希望部	こども政策課	
	こども希望課	
産業経済部	産業労働政策課	
	観光・シティプロモーション課	
	農林課	
	お茶振興課	
都市建設部	都市政策課	
	土木防災課	

	基盤整備課		
	維持管理課		
上下水道部	下水道課		
危機管理部	危機管理課		
支所		支所長の職にある者	
出納局		出納局次長の職にある者	会計管理者が命ずる収入金の収納
教育部	教育政策課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	こども給食課		
	学校教育課		
	図書館	館長の職にある者	
議会事務局		局長の職にある者	
監査委員事務局		局長の職にある者	
消防本部	消防総務課	課長の職にある者	
	予防課		

別表第2（第54条関係）

設置箇所	分任出納員となる者	委任事務
総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者 所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課	
	管財課	
	納税課	
	市税課	
	資産税課	
企画政策部	市長政策室	
	企画政策課	
	I T 政策課	
	市民課	
協働環境部	生涯学習協働推進課	
	文化・スポーツ振興課	
	環境政策課	
健康福祉部	福祉課	
	健康医療課	
	長寿推進課	
	国保年金課	
	地域包括ケア推進課	
こども希望部	こども政策課	
	こども希望課	
産業経済部	産業労働政策課	
	観光・シティプロモーション課	
	農林課	
	お茶振興課	
都市建設部	都市政策課	
	土木防災課	

	基盤整備課	
	維持管理課	
上下水道部	下水道課	
危機管理部	危機管理課	
支所		
出納局		
教育部	教育政策課	
	こども給食課	
	学校教育課	
	図書館	
議会事務局		
監査委員事務局		
消防本部	消防総務課	
	予防課	

(市長の同意を得て任免する企業職員等に関する規則の一部改正)

3 市長の同意を得て任免する企業職員等に関する規則（平成17年掛川市規則第123号）の一部を  
次のように改正する。

第3条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 水道総務係長

(6) 下水総務係長